

平成30年度 税制改正に伴う訂正

訂正箇所	本文	訂正文 解説
P967 26行目	a.不動産譲渡に関する契約書 平成30年3月31日までのもの	a.不動産譲渡に関する契約書 平成32年3月31日までのもの 解説:2年延長
P968 11行目	b.請負に関する契約書 平成30年3月31日までのもの	b.請負に関する契約書 平成32年3月31日までのもの 解説:2年延長
P979 28行目	(平成30年3月31日まで…)	(平成32年3月31日まで…) 解説:2年延長
P980 2行目	(平成30年3月31日まで…)	(平成32年3月31日まで…) 解説:2年延長
P993 6行目	特定居住用宅地等 ③ 上記①、②に該当する者がいない場合 で、相続開始前3年以内に本人または本人 の配偶者の所有する家屋に居住したことが ない親族が取得した場合	特定居住用宅地等 ③ 上記①、②に該当する者がいない場合 で、相続開始前3年以内に本人または本人 の配偶者の所有する家屋に居住したことが ない親族が取得した場合 ③の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外 ・相続開始前3年以内に、その者の3親等 内の親族またはその者と特別の関係のあ る法人が所有する国内にある家屋に居住し たことがある者 ・相続開始時において居住の用に供してい た家屋を過去に所有していたことがある者 ※平成30年4月1日以後の相続等から適用
P993 31行目	貸付事業用宅地等 次の①または②のいずれか～ ～自己の貸付事業を営んでいる場合	貸付事業用宅地等 次の①または②のいずれか～ ～自己の貸付事業を営んでいる場合 貸付事業用宅地等の範囲から、次の宅地 等を除外 相続開始前3年以内に貸付事業の用に供 された宅地等(相続開始前3年を超えて事 業的規模で貸付事業を行っている者が当 該貸付事業の用に供しているものを除く) ※平成30年4月1日以後の相続等から適用 ただし、平成30年3月31日以前から貸付事 業の用に供されている宅地等については適 用しない